

- ・ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示版を設置
- ・寸法は縦60cm×横60cm以上
- ・記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（保管又は処分を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所

保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
最大保管高さ		m

または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること